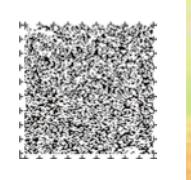


みんな幸せになりたい

人権啓発ブック

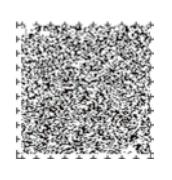


この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。スマートフォンにユニボイスをダウンロードして音声コードを読み取ると情報を音声で聞くことができます。



熊本市

令和5年（2023年）3月



はじめに

みんな幸せになりたいという思い、それは誰もが抱く願いです。

好きな仕事がしたい、愛する人と結婚したい、自分らしく生きていきたい、そして明るく幸せな人生を送りたいという願いは、すべての人の望みです。

しかしながら、私たちの身の回りでは、知識不足や偏見、思い込み、固定観念などによる差別やいじめ等が日々起きており、時には悲しい事件となって報道されています。

これらの差別などは、人の心を深く傷つけ、苦しめ、さらにはその人の人生にも影響を及ぼす人権侵害であるということを強く認識することが大切です。

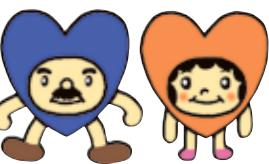
私たちは今、一人ひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いの違いを認め合いながら、個人の尊厳を重んじ、対等で豊かな人間関係を築いていく必要があります。

この冊子では、女性、子ども、高齢者をはじめ、二十の人権課題を取りあげています。この冊子が、さまざまな立場の人々を理解し、寄り添う」とのできる人権感覚を養う一助となり、すべての人々が心豊かに明るく暮らせるようになることを願います。

もくじ

●はじめに	1
●女性に関する人権問題	3
●子どもに関する人権問題	5
●高齢者に関する人権問題	7
●障がいのある人に関する人権問題	9
●同和問題(部落差別)	11
●ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題	13
●水俣病に関する人権問題	15
●インターネットに関する人権問題	17
●外国人に関する人権問題	19
●アイヌの人々に関する人権問題	21
●エイズ患者やHIV感染者ならびに新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	22
●難病患者に関する人権問題	23
●刑を終えた出所者等に関する人権問題	24
●犯罪被害者等に関する人権問題	25
●北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	26
●ホームレスの人々に関する人権問題	27
●性的マイノリティに関する人権問題	28
●災害に関する人権問題	29
●自死遺族に関する人権問題	30
●様々な人権問題	31
●電話による相談窓口	35
●ご存知ですか？街の相談パートナー	36
●応援します！あなたの権利学習	37

女性に関する人権問題



みなさんは、「男だから」「女だから」という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている「そう感じたことはありませんか。また、自覚がないまま無意識に性別で決めつけていることはありませんか。

性別による差別的取り扱いは、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。

性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などさまざまなか分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、ともに責任を担う社会にしていく必要があります。

しかし、現実はドメステイック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに悩んでいる被害者は存在しています。

人権を踏みにじる行為であるハラスメント等を根絶し、

「だれもがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指していきましょう。

STOP! デートDV

交際相手からの暴力のことを“デートDV”と呼んでいます。

暴力とは、殴る・けるだけではありません。あなたの傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯や行動を細かくチェックし監視する(精神的暴力)、借りたお金を返さない(経済的暴力)、性行為を強要する・避妊しない(性的暴力)など、相手の人の権を無視した行為です。

束縛すること=愛情ではありません。相手とは違う考え方や価値観を認め合い、お互いが尊重し合えるような関係を築きませんか。

もしあなたや周りの人が悩んでいたら、一人で悩まず相談してください。

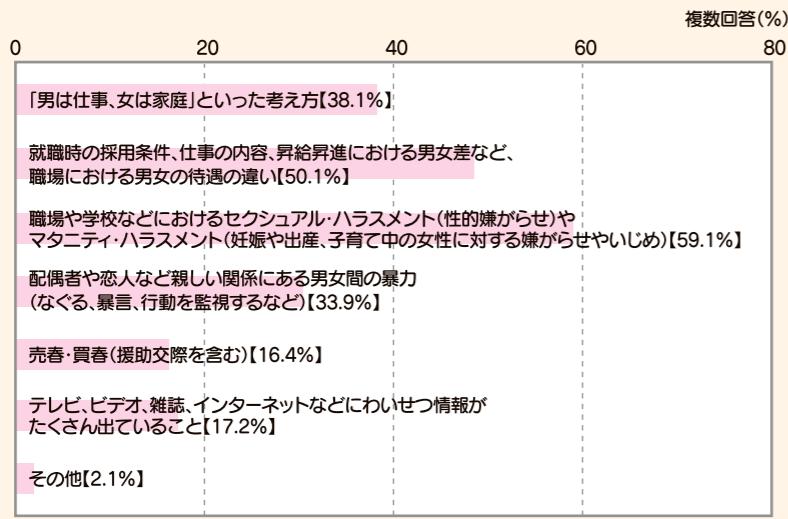
●女性に対する暴力に関する相談窓口

DV、ストーカー

■熊本市DV相談専用電話(月～金 8:30～17:15)	TEL 328-3322
■各区役所福祉課(月～金 8:30～17:15)	中央区 TEL 328-2301 東 区 TEL 367-9127 西 区 TEL 329-5403 南 区 TEL 357-4129 北 区 TEL 272-1118
■熊本県女性相談センター(DV専用) (月～金 8:30～22:00, 土日祝 9:00～22:00)	TEL 381-7110
■熊本県警察本部警察安全相談室(24時間対応)	TEL 383-9110 #9110(プッシュ回線)

職場におけるセクハラ・マタハラ相談

■熊本労働局雇用環境・均等室(月～金 8:30～17:15)	TEL 352-3865
緊急時は最寄りの警察署または110番へ	

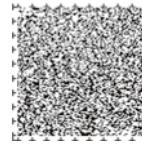
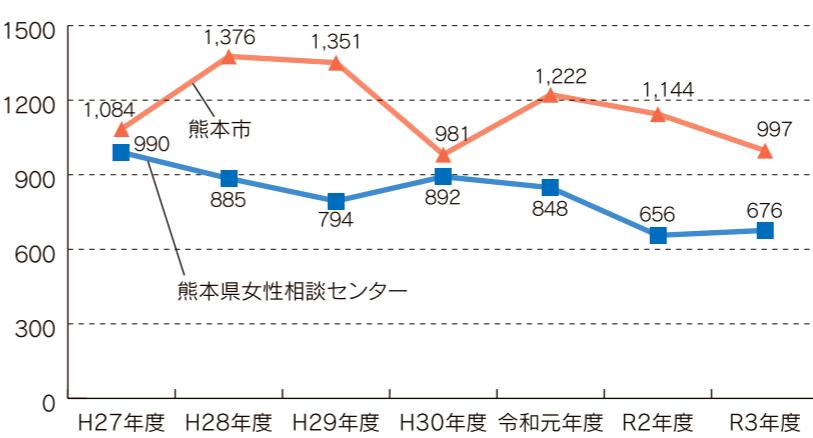


熊本市「人権推進・男女共同参画」に関する市民意識調査
(平成30年10月)

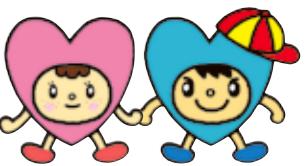


熊本県と熊本市におけるDV相談件数

熊本市における令和3年度(2021年度)DV相談件数は997件で、前年度(1,144件)から減少しました。熊本県女性相談センターにおける相談件数は676件で、こちらは前年度(656件)から20件増加しています。



子どもに関する 人権問題



「児童の権利に関する条約」 知っていますか？

赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で差別する心が芽生えていく可能性があります。身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心にないあまり、おとのの価値観を一方的に押しつけね」とはないでしょうか。子どもが意見を言つても「子どもに何が分かる」、「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしていることもあります。

おとなが考えるような「良い子」になつてほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来もつている「個性」や「自主性」が失われ自分に自信がもてない子どもになつているかもしれません。子ども自身もおとの期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

卷之三

せりに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶つたり、虐待によつてその命を奪われたりといつ深刻な事件も起きてゐます。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信をもつことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

子どもの権利

公益財団法人人権教育啓発推進センター人権ポケットブックより引用

- 人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持つています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利です。

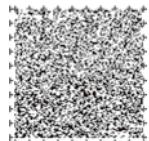
- 「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし
- これからの中を担う子どもたちが、いじめ、体
- 罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たち
- の住む社会は、今もって子どもたちの「人権」が
- 守られていない実情にあります。

- 国際的にも武力紛争や政治的混乱、環境の悪化などによる貧困、飢餓などのしわ寄せは、社会的弱者である子どもたちの生命や生活を脅かし、深刻な影響を与え続けています。さらに、児童労働や人身売買、性的搾取・虐待など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

- 子どもは、単に年齢が低いというだけで、大人
- と同様、子どもにも人間としての人権が備わって
- いることを誰もが認識しなければなりません。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健こども課	328-2421
東区保健こども課	367-9130
西区保健こども課	329-6838
南区保健こども課	357-4135
北区保健こども課	272-1104
熊本市児童相談所 <small>いちじやく 189(3行)</small>	366-8181

業務時間／平日 8:30～17:15
夜間・休日は児童相談所で電話対応
しています。
また児童相談所全国共通ダイヤル
189番(いちはやく)へかけるとお近くの児童相談所につながります。



児童虐待に関する相談・通告窓口

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実はなかつたとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

通告は「支援」の始まりです。虐待に気がついたら、「通告」しましょう。

のぞかないで力バン

第16条 プライバシーの権利

私生活や家族のこと、電話や手紙など、 イバシーを勝手に侵すいじむせん。

第19条 親から虐待されない

子どもは、保護者等からのあいのる形態
虐待、搾取から守られます。

※体罰等してみらなこや育しのため



自分の考え方を自由に表現したい
他人の考え方を聞きたい知りたい

自分
の考
えは
言
い
た
い
書
き
た
い
他
人の
考
えも
聞
き
た
い
知
り
た
い

を述べることができます。その意見は年齢や成長に合わせて尊重されなければいけません。

私たちにできることは
私たちにも決めさせて

「児童の権利に関する条約」は平成元年（1989年）に国連総会で可決され、日本もこの条約を批准しています。条約の根底に流れているのは「子どもの最善の利益」つまり現在から将来にわたる「子どもの最高の幸せ」を国や社会やおとなが考えていくことなのです。

平成28年（2016年）の時に改正された児童福祉法においても、「児童はこの条約の精神にのつとり、適切に養育される」と等を保障される権利を有する」とが位置づけられました。



05

高齢者に関する 人権問題

私たちの国では、医療技術の進歩などにより長生きする人が多くなっています。また、新しく生まれる子どもの数も少なくなつてゐることから、高齢者が人口の四分の一を占める本格的な超高齢社会を迎えていきます。

近年、核家族化が進み、祖父母と同居している家庭も少なくなり、高齢者とふれあう機会が減っています。

高齢化の問題というと、すぐに介護の問題を考えがちですが、熊本市の場合、約八割の高齢者は、介護や手助けが必要としない比較的元気な方々であることがわかつています。

しかし、ある程度の個人差はあります。人は誰でも高齢期になると素早い動作ができなくなったり、目や耳が不自由になつたりすることがあります。

このような高齢者への理解が十分でないため、高齢者の方を邪魔者扱いしたり、差別的な態度をとつたりすることも見受けられます。自分が高齢者になつたとき、若い人から同じような態度をとられたらどうでしょうか。

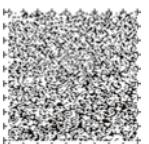


木のお皿

昔、夫婦と老人と四歳になる子、四人が一緒に住んでいました。老人は年をとつて食べものをこぼし、よじすようになりました。そこで、夫婦は老人をテーブルでなく、ものかげで食べさせることにしました。

夫婦はこれからも、こわされてはかなないので、老人には粗末な木のお皿をあてがうことにしました。
しばらくして、四歳の子が木片を刻んでいるのを夫婦が見つけました。
「坊や、何をしているの？」
「木でお皿をつくつているの」
「そのお皿、何にするの？」
「うん、ぼくが大きくなるには、パパやママも年をとるだろう。そのころ、このお皿ができるあがるから、これでごはんを食べさせてあげるの」

夫婦はびっくりして、老人をもとどおりテーブルにつかせ、陶器の食器で食事をさせることにしました。



大好きなおばあちゃん

2022 人権啓発受賞作品

五福小 3年 本田 拓巳さん

たまにしかあえないけれど

大好きなおばあちゃん

おばあちゃんはぼくのこと

「たっくん」とよぶ

お母さんとちがうよび方

でも 声がちょっとてる

おばあちゃんのおいしいごはん

ハンバーグ

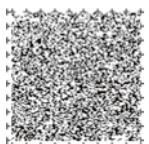
キャベツの千切り

お母さんとちがうけど

でも 味がちょっとてる

おばあちゃん長生きしてね

グリム童話集より



障がいのある人に関する 人権問題



知つてください ヘルプマーク

「外見からは分からぬ障がいや病気がある」と、周りの人によく知らせるマークです。

私たちが暮らす熊本市には、四万人以上の障がいのある人が暮らしています。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいの人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいのある人など、様々な人っています。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものなど、原因は人それぞれです。

障がいがあつてもなくとも、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人はときに、社会参加をさまたげる壁に遭遇したり、まちなかや地域で偏見や差別を感じることがあります。それは本人のみならずその家族を苦しめている現状があります。

こうした障がいを理由とする差別を解消するために、「障害者差別解消法」という法律があります。この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限することを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょう。

つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター



障がいのある人が暮らしやすいまちは「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりをお手伝いしてくれる人を「障がい者サポート」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人々のことです。

熊本市や熊本市障がい者相談支援センターが開催する「障がい者サポーター研修」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましょう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい保健福祉課

TEL:096-328-2519 FAX:096-325-2358
Mail:shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp



シリコン製のヘルプマークストラップ



紙製のヘルプカード



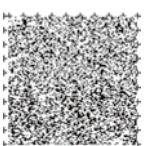
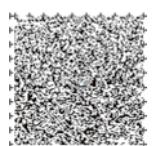
プラスチック製のヘルプカード

ヘルプマークはどこで買えるの？

ヘルプマークを使ったアイテムは、紙製のカード、プラスチック製のカード、シリコン製のストラップがあります。

3つとも、市役所11階障がい保健福祉課、各区役所の福祉課、熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）にて、無料で配布しています。

ヘルプマークを見かけたら？
電車やバスの車内では、席をおゆずりください。
困っている様子のときは、「お手伝いしましょっか」「どうしましたか」などと声をかけ、できる範囲での支援をお願いします。
ヘルプマークを使つたアイテムは、紙製のカード、プラスチック製のカード、シリコン製のストラップがあります。
3つとも、市役所11階障がい保健福祉課、各区役所の福祉課、熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）にて、無料で配布しています。



同和問題（部落差別）



すじ・家がらつて
なんだろう

9

私たちは、本来、一人ひとりが幸せを求めている「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによつて差別を受ける理由はありません。

つた、人生における重要な権利を侵害するといつ「同和問題（部落差別）」が存在します。

定の地域に生まれた又は住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるという我が国固有の重大な人権問題です。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚をばんだり、落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

生活そのものが不安定だつたりすることです。実態的差別は、旧特別措置法及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(平成十四年三月失効)による公営住宅の建設をはじめとする各種の事業により、徐々に解消されてきました。

しかし、心理的差別は、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていないうことが大きな課題です。

私たち一人ひとりが、この「同和問題（部落差別）」について深く学習し正しい認識を持つて「差別をなくす」取り組みを進めることによって、明るい人権尊重社会にしていきましょう。

平成二十九年（二〇一七年）二月十六日に「部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

えせ同和行為とは

(令和3年12月 法務省人権擁護局
えせ同和行為対応の手引より抜粋)

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け偏見や差別を助長する要因となっており部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。部落差別(同和問題)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

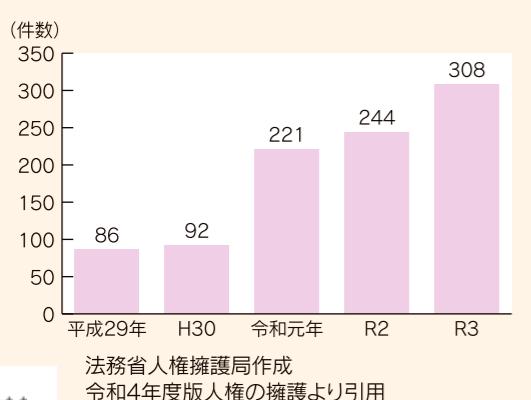
不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、部落差別（同和問題）を解決するところにあります。

眞に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

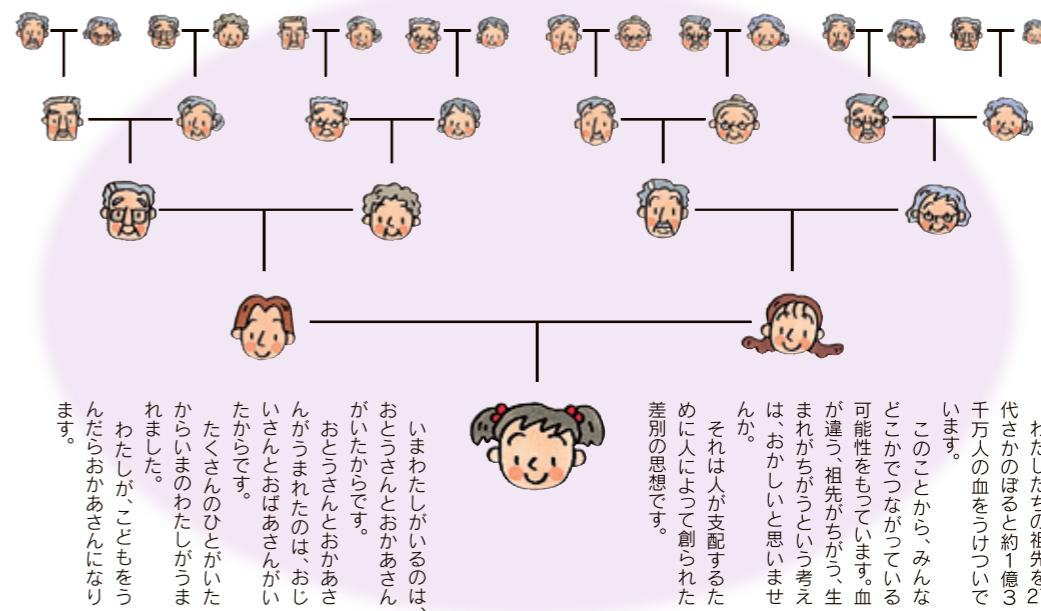
組むことが必要です。

詳しくは法務省ホームページ
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
をご参照ください。



●熊本市人権推進・男女共同参画に関する 市民意識調査(熊本市・平成30年(2018年)10月)

同和問題あなたが人権上特に問題があると思うものはどのようなことですか。



ハンセン病回復者と その家族に関する人権問題

菊池恵楓園

入所者の証言

【検証ハンセン病史】(熊本日日新聞社)から抜粋

熊本における ハンセン病患者救済のはじまり

- イギリスから宣教のため熊本に来たハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿をみて衝撃を受け、少しでも患者たちを救いたいという思いから明治28年(1895年)、熊本市黒髪に回春病院を開設しました。
- リデルは日露戦争後に財政難になると上京し有力者に協力を求めて回り、当時の財界人を動かし、ハンセン病問題に国が取り組む要因となりました。昭和7年(1932年)にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。
- 病院の中のハンセン病病原菌研究所だった建物が、現在『リデル、ライト両女史記念館』となっています。

令和2年4月1日
「りんどう相談支援センター」が開設されました。
(熊本県ハンセン病問題相談・支援センター)

「りんどう相談支援センター」では、県から委託を受けた熊本県社会福祉士会の社会福祉士が、**ハンセン病回復者及びその家族の方等**のご相談をお聞きし、必要なお手伝いをさせていただきます。

- 例えば
- ▶病院受診の相談に乗ってほしい
 - ▶証明書を取りに行くときに立ち会ってほしい
 - ▶相続のことで悩んでいる
 - ▶具合が悪くなつたときに頼れる人がいない
 - ▶家族補償制度を知りたい
 - ▶郵便物を受け取ってほしい 等

相談は
無料です

ご事情に応じて、面談の時間や場所は柔軟に対応いたします。

電話:096-365-7606

開所日時:月曜日~金曜日 午前9時~午後4時

休業日:土日、祝日

〒862-0910

熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105号



菊池恵楓園
令和四年五月「歴史資料館」がリニューアルオープンしました。

えずりだけが慰めでした」「食事は毎回、小さなおにぎり二個とくあんだけ。心配した療友が職員の目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタ収容されていた。

「园内では子供を持つなんて、当時は考へもしなかつた」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の“搾(おきこ)”と疑わなかつた。医師は卵管結紮(けつさつ)の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、一度妊娠しないようにするためだ。

「中絶を繰り返したら体を壊すぞ」「だれが生まれた子を育てるんだ」。医師は威圧的に説得の言葉を繰り返した。陽子さんは迷った末に、手術を受け入れた。陽子の墮胎と卵管結紮の手術は、一時間ほどで終わつた。陽子さんは涙が止まらず、手術中もおえつで体が震えたといつ。

「もう女じやなくなつた」。打ちひしがれる陽子さんに、夫の弘さん=仮名=は掛ける言葉がなかつた。男として「ふがない」と思った。

ハンセン病は明治六年(一八七三年)に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからもわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。

仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっています。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりする「病氣」という誤った認識が社会に広まりました。

患者は施設に長年隔離され続け、実名すら名乗れないなど、人としての権利が著しく損なわれてきました。

その後、平成十三年(二〇〇一年)に熊本地裁で原告勝訴判決があり、平成二十一年(二〇〇九年)にはハンセン病問題基本法が施行され、国と地方自治体の責任が定められました。また、令和元年(二〇一九年)十一月十五日には、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の

入所手続きでのこと」「解剖承諾書を書いてほしい」。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。

「その時は子供だったから、とつさに『いやじゃ』と断つた。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだろうとゾーッとしたから」

「死んだら痛みなんか分かるか」。職員に説得され、しぶしぶ同意した。署名は職員が代行し、林田さんは母印を押すだけで終わつた。

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあって、どうせすぐ死ぬんじゃろう」と思い、本名で通すことにしていました

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつもあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかつた男性一人が各部屋に一人ずつ収容されていた。

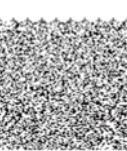
それぞれの部屋にはカギが掛けられ、外出は厳禁。閉ざされた療養所の中でも、さらに閉ざされた場所だった。「風はひとつ布団の上に座り、夜は横になる生活。朝から聞こえてくる小鳥のさえずりだけが慰めでした」「食事は毎回、小さなおにぎり二個とくあんだけ。心配した療友が職員の目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタ収容されていた。

支給等に関する法律」が成立し、同年十一月二十一日に公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病回復者とその家族の方が、偏見と差別の中で、ハンセン病回復者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかつた、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えておられます。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

◆断種・墮胎

妊娠が分かった日、菊池恵楓園の本田陽子さん=仮名=は、一人で墮胎手術を受ける決断をした。昭和四十年のこと。

「园内では子供を持つなんて、当時は考へもしなかつた」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の“搾(おきこ)”と疑わなかつた。医師は卵管結紮(けつさつ)の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、一度と妊娠しないようにするためだ。



水俣病に関する 人権問題



水俣病に関する年表

熊本県環境生活部水俣病保健課

「水俣病」とは、水俣にあるチツソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流れ、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、昭和三十一年（一九五六年）五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、動きがぎこちなくなる、目が見える範囲が狭くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはつきりしなくなるなどがありますが、発生当初の症状が重い人は、ナヘンを記すこと、意識不明となつて死

くなる」ともありました。

また、妊娠している母親の体内に入つたメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもつ

た赤ちゃん（脳膜性水瘡病患者）もいました

まだ水俣病の原因がわからなかつた頃には、伝染すると誤解され、患者が出た家庭には人々が近づかなかつたり、水俣出身者が就職や結婚を断られたりするといったことも起きました。

水俣病の原因がメチル水銀だとわかつてゐる現在でも、水俣出身者への不適切な発言はあり、患者や家族、さらには、水俣の人々の苦しみは続いています。

県の調査によつて安全が確認されています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識をもち、被害を受けた方々の視点に立つて考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

宮

水俣市立水俣病資料館



水俣病資料館は、水俣病の経験を踏まえて、悲惨な公害を二度と繰り返してはならないという切なる願いから、水俣病の経験から得た貴重な教訓を人類への警鐘として継承・発信していくことを目的に、開館しました。

水俣病の歴史や現状等を学ぶことができる常設展示のほかに、毎年の企画展示や、水俣病患者・関係者の方から直接の体験等を聴講できる「語り部講話」を行っています。

今では全世界の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

〔所在地〕

〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL／0966-62-2621
FAX／0966-62-2271

詳しくは…
水俣病資料館 検索

1 / 1

検索

昭和34年(1959)	熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないか」と発表
昭和40年(1965)	新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生
昭和43年(1968)	チツソンがアセトアルデヒドの製造を中止
昭和44年(1969)	政府、「水俣病の原因是チツソンの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
昭和48年(1973)	患者・家族がチツソンを相手に損害賠償請求訴訟を提起
昭和49年(1974)	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
昭和52年(1977)	患者団体とチツソンとの間で補償協定締結
昭和49年(1974)	公害健康被害補償法公布
昭和52年(1977)	水俣湾に仕切網を設置
昭和44年(1969)	水俣湾を埋め立てた工事開始(平成2年に終り)
昭和44年(1969)	熊本県・鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始
昭和44年(1969)	水俣市が、水俣病犠牲者慰靈式を開催(その後も毎年実施)
昭和45年(1970)	水俣市立水俣病資料館・熊本県環境センター開館
昭和45年(1970)	患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ
昭和45年(1970)	県が、「水俣病の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
昭和45年(1970)	水俣市総合もやい直しセンター開館
平成10年(1998)	● 熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「こどもエコセミナー」開始(平成23年度からは「水俣に学ぶ肥後つ子教室」を実施)
平成10年(1998)	● 最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかつたことについて、国と熊本県の責任が確定
平成10年(1998)	● 環境省が総合対策医療事業の拡充等を内容とする「今後の水俣病対策について」を発表
平成10年(1998)	● 水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立(7月8日)
平成10年(1998)	● 政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定(4月16日)
平成10年(1998)	● 熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始(5月1日)
平成10年(1998)	● 患者3団体がチツソンと紛争終結の協定を締結(3月)
平成10年(1998)	● 水俣病被害者の救済申請期限(7月31日)までに約4万3千人(熊本県)が申請
平成10年(1998)	● 水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択
平成10年(1998)	● 熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー・熊本宣言」を行う
平成10年(1998)	● 水俣病被害者救済特別措置法によりて19,000人超が一時金と療養費、面的に見直しリーコーチルオーブン「水銀に関する水俣条約」が発効
平成10年(1998)	● 水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破
平成10年(1998)	● 水俣病資料館語り部の会がくまもと環境賞永年活動表彰を受賞

インターネットに関する 人権問題

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、コミュニケーションの輪が広がり利便性が高まつた一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散される」、「行政や企業が管理する個人情報が、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々にコピーやされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となっています。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きていています。インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機に、こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和四（二〇二二年）年七月

月、侮辱罪の法定刑の引き上げ（一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）が行われました。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけではなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしつかり認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルをもつことを心がけていかねばなりません。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。

ハートがなければ SNS じゃない！

(法務省人権擁護局 令和4年度版 人権の擁護より引用)

法務省の人権擁護機関では、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。



詳しくは同サイトをご参照ください。
<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>



◇主な取組
①市民を対象とした啓発活動への取組
・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるような啓発を取り組む。
・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組む。
・インターネットによる人権侵害を受けた漏洩などへの対策が必要となっています。

また、行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入などによる情報漏洩などへの対策が必要となっています。

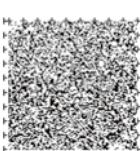
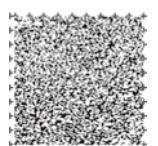
人を救済するために、熊本地方法務局、熊本県人権擁護委員連合会、熊本県と連携した対応を行なう。

②学校教育における取組
・各小中学校の情報モラル教育推進リーダーへの研修の実施。
・最近のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による職員向けの研修（パッケージ研修・トワイライト研修）の実施。

③市役所内部の取組
・環境に即した情報セキュリティポリシー（※）の見直し。
・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
・セキュリティ対策ソフトの導入や、二要素認証によるセキュリティの強靭化を図る。

※情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したもの。「情報セキュリティポリシー」といいます。

熊本市の取り組み



外国人に関する人権問題

人権問題



地球には約八十億もの人々が住み、百九十以上の国や地域で、様々な人種の人々が暮らしています。民族や宗教、言葉、生活習慣なども地域によつて様々であり、さらに、同じ国に住む人でも、グローバル化の進展に伴い、異なる文化的背景を持ち、話す言葉も違う場合があるなど、多様性(ダイバーシティ)があり、世界中に住む人々には多くの「違い」があります。

私たちが住むまちでも、外国人を見かけることがあると思います。私たちは外国人に対して、肌の色や体の特徴の違いがあることを認識し、その「違い」を受け入れることができていいのでしょうか。受け入れることができずに、見て見ぬふりをしたり、無視をしたり、差別的な対応をしていないでしょうか。言葉が通じないことや、外国人というだけで、例えば、アパートなどへの入居を拒否されたり、国籍が違うだけで、就職のときの労働条件が異なるといったことや、さらに、特定の民族や国籍の人たちを誹謗中傷し社会から排除しようとするヘイトスピーチなどの問題が全国各地で起きてています。

今改めて、私たちは、常に多様性を受け入れる寛容性を育み、

地域の一員としての自覚をもつことが重要です。外国人であること、文化的な背景が違うこと、異なる特徴をもつことなどで差別することをせず、積極的に外国人人と交流を図りお互いを理解しあう努力をしながら、全ての人が安心して快適に暮らせる「共生社会」を作つていきましょう。

熊本市外国人総合相談プラザ

令和元年(2019年)9月1日、熊本市国際交流会館に外国人住民等の相談窓口を開設しました。
「わからないこと」、「こまつたこと」、「しりたいこと」があれば、お気軽に相談してください。



くまもとしがいこくじんそうごうそうだんぶらざ
The kumamoto Consultation and Support Plaza
for Foreign Residents
熊本市外国人综合咨询中心
구마모토시 외국인종합상담 플라자

相談場所 熊本市国際交流会館2階(熊本中央区花畠町4番18号)
相談対応日 国際交流会館の開館日

*休館日 第2・第4月曜日(祝日等の場合は、直前の平日)、年末年始
午前10時～午後6時

対象者 在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

相談内容 在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等
生活全般

対応言語 23言語
(1)やさしい日本語 (2)英語 (3)中国語(簡体字、繁体字) (4)韓国語
(5)ドイツ語 (6)ベトナム語 (7)ネパール語 (8)インドネシア語
(9)タガログ語(フィリピン) (10)タイ語 (11)ポルトガル語 (12)スペイン語
(13)ミャンマー語 (14)クメール語(カンボジア) (15)フランス語
(16)イタリア語 (17)ロシア語 (18)マレー語 (19)モンゴル語
(20)シンハラ語 (21)ベンガル語 (22)ヒンディー語 (23)ウクライナ語

専門分野の相談

法律相談(熊本県弁護士会)、在留資格相談(熊本県行政書士会)

労働相談、就労相談(職業紹介事業者)

住まいの相談(熊本市居住支援協議会)、心の相談(臨床心理士)

*専任のコーディネーターが対応します。

相談員による相談日時

対応言語・分野ごとに相談日が違いますので、お問い合わせください。

プラザ連絡先 TEL 096-359-4995 FAX 096-359-5112
mail soudan@kumamoto-if.or.jp



外国人の防災訓練

日本で起こりうる災害について、不慣れな外国人の方々に防災についての基礎情報を提供し防災に対する意識を啓発に努めています。



外国人への日本文化紹介

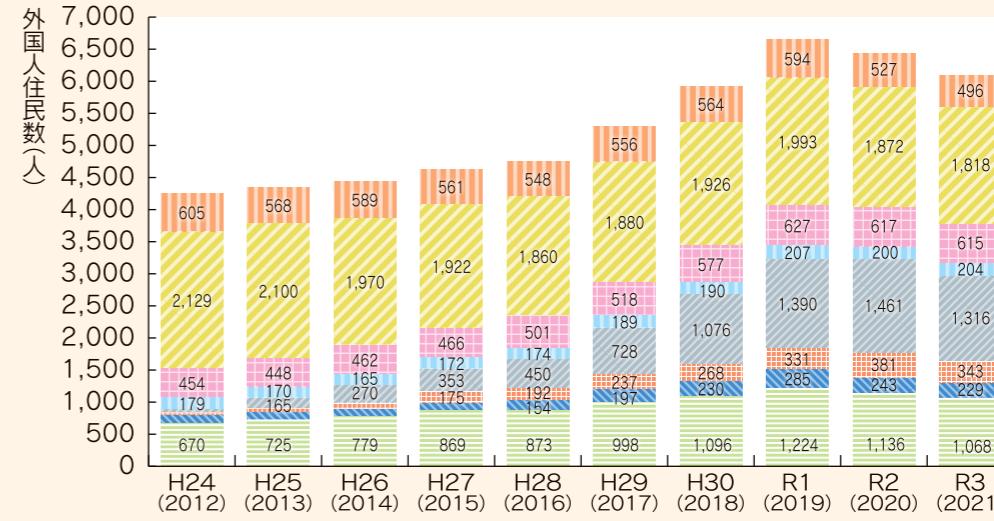
「日本文化体験デー」などで、在住外国人が市民と交流しながら気軽に日本文化を体験できる機会を提供しています。



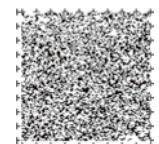
国際交流員の活動

国際交流員が学校や公民館などを訪問したり、国際交流会館でサロンを開いたりして、外国の文化や生活習慣などを市民に紹介し、理解を深めてもらう活動を行っています。

熊本市の外国人住民数 国別の割合と推移



*外国人住民とは、滞在期間が3か月以上の住民を示す。 *各年12月末現在 *熊本市の住民基本台帳人口



アイヌの人々に関する 人権問題



民族共生象徴空間
ウポポイが
オープンしました。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持つていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつあります。政府は、平成十九年（2007年）九月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成二十一年（2009年）七月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年（2019年）五月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持つて生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

私たちは、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

エイズ患者や HIV感染者ならびに 新型コロナウイルス感染症 に関する人権問題



HIVは職場や学校 では感染しません

HIVは次のような日常生活を通じては決して感染しないことを職場や学校にいる全員が知り、「いじめ」などが生じないようにする必要があります。



エイズ・HIV（エイズウイルス）感染症は、治療法の進歩によりコントロール可能な慢性疾患となり、社会では多くの方が治療を受けながら働き、学び、生活しています。しかし、このような状況の変化について正確な情報が浸透しておらず、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見が今でも根強く存在しています。

また、世界中で猛威をふるつている新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は未だ大きな影響を受けています。感染した方やその家族、医療従事者などに対する誹謗中傷や偏見・差別といった問題だけに止まらず、現在は、感染防止対策としてマスクの着用や新型コロナワクチン接種が推奨されていますが、病気や体調など、様々な理由でマスクをつけたくてもつけられない方やワクチンを接種したくてもできない方に対しても、その対策を強要したり、職場や学校等で不利益な取り扱いを行うなどの問題も発生しています。

人々は未知の病気に対して不安に駆られたり、過剰に反応したりしてしまいます。そのようなことが起こらないようにするには、感染症について正しい知識をもつとともに、もし、自分が、家族が、友人が感染したら…と想像力を働かせて理解することが大切です。



アイヌ古式舞踊

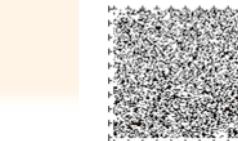


伝統楽器ムックリ(口琴)演奏



国立アイヌ民族博物館

令和2年7月、アイヌ文化の復興、発展の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。



難病患者に関する 人権問題



難病とは発病の仕組みが明らかでないうえに、治療方法が確立していない希少な病気であり、その病気にかかつたことにより長期にわたつて療養を必要とする病気のことです。

難病はその種類も多く様々な病気の特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、健健康な人と変わらない場合もあります。

そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなどの差別を受けることがあります。

こうした差別や偏見を払拭するためには、やはり病気のことを正しく理解し、患者・家族の立場になつて考えることが大切です。

刑を終えた出所者等 に関する人権問題



刑を終え出した人は、本人に真摯な更生の意欲があつても、周囲の根強い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実は極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和二十四年（一九四九年）七月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和二十六年（一九五一年）七月に法務府（現在の法務省）が“社会を明るくする運動”を国民運動としてスタートさせました。

平成二十八年（二〇一六年）十一月には「再犯防止等の推進に関する法律」が制定・施行され、平成二十九年（二〇一七年）十二月には国の再犯防止推進計画が決定される中で、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができる「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、関係行政機関が緊密な連携をしつつ、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進していくことが求められるようになります。

本市においては、令和三年（二〇二一年）三月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深めることが大切です。

法務省熊本保護観察所

〒862-0971

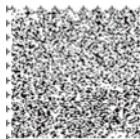
熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎6階
電話 096-366-8080

法務省保護局

〒100-8977

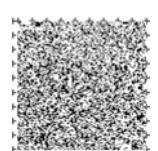
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
電話 03-3580-4111

法務省では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、それぞれの地域で“社会を明るくする運動”を展開しています。皆さんの更生保護へのご協力をお願いします。
お問い合わせは、法務省熊本保護観察所または法務省保護局まで。



熊本県難病相談・支援センター

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目11番1号
電話 096-331-0555 FAX 096-369-3080
E-mail: nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp
HP: <https://kumamotonanbyou-center.org>



犯罪被害者等に関する 人権問題



犯罪被害者等支援

熊本市では、被害者等からの相談や支援を行う「公益社団法人くまもと被害者支援センター」の活動を支援しています。

誰もがある日突然、犯罪に巻き込まれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人ごとで済まさるものではありません。

犯罪被害に遭われた方やその家族（以下、「被害者」といいます）の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、捜査や裁判等で時間的制約や精神的ストレスを受けたり、取材などで平穏な私生活が侵害されたり、事件の記憶に苦しめられて仕事も手につかず、結果として職を辞めざるを得なくなるなど、様々な二次被害に苦しんでいます。

しかしながら、これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者の視点で「支えていく」ことです。

被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。そして、すべての人々が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作っていくましょう。

北朝鮮当局による拉致被害者等 に関する人権問題



拉致問題その他 北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する 認識を深めよう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

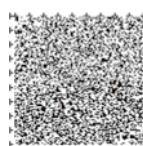
拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中の問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

一九七〇年代から一九八〇年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成二年（一九九一年）以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけました。しかし、平成十四年（二〇〇二年）九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、依然解説には至つておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮当局による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、もしも自分だったら、自分の家族だったらと考えてみてください。北朝鮮当局による拉致問題は、いまだに解決していません。私たち一人ひとりが拉致問題に心をもつことが問題解決のためにとても大切な一步になります。



ホームレスの人々に関する人権問題

ビルの軒下や橋の下、公園などで路上生活をされているホームレスの人々を見かけられることがあると思います。

ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢により仕事が減ったり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなつてしまい、やむなく路上で生活をされている人たちです。

平成十五年(2003年)に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人々の数も減少してきています。

引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年度(2015年度)からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの人々も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設置しました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「自立相談支援機関(福祉相談支援センター)」等の相談窓口へご連絡ください。

ホームレスの人々への差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんなで支援しましょう。

性的マイノリティに関する人権問題



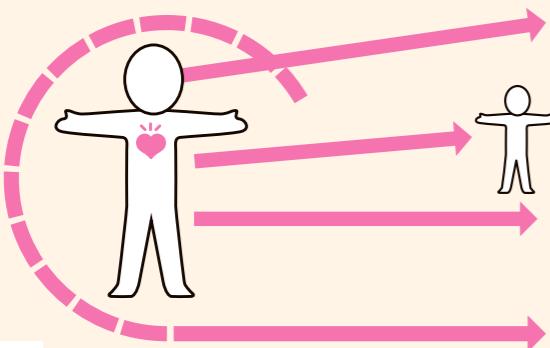
長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」などの考えがあります。しかし、世の中には、自分がどの性別であるかの認識である性自認、どういった性別の人を好きになるかという性的指向、生物学的特徴に基づく性別、服装やしぐさ、言葉遣いなどの性別表現など、性のあり方は多様です。

性自認や性的指向等が非典型である性的マイノリティは、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的苦痛を受けていふとともに、就職をはじめ自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けています。

また、当事者は自らの性のあり方に違和感をもつても、誰にも相談できずに悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝えることは大きな困難を伴つたりします。

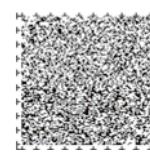
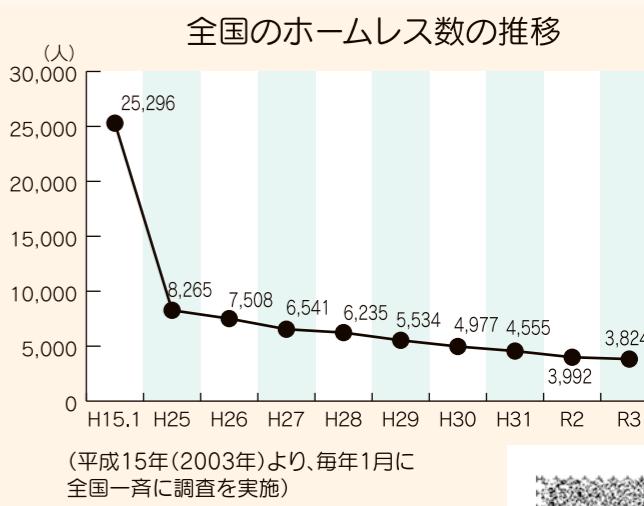
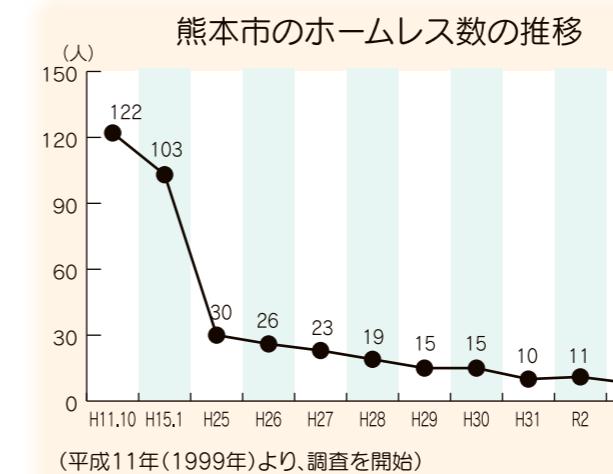
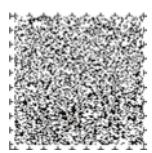
性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

熊本市では、平成三十一年(2019年)四月から「熊本市パートナーシップ宣言制度」を開始するなど取り組みを進めています。



性の多様性

- 性自認(Gender Identity)
自分がどの性別であるかの認識・アイデンティティ
- 性的指向(Sexual Orientation)
どういった性別の人を好きになるか
- 身体的性徴(Sex Characteristics)
外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる身体的性徴
- 性別表現(Gender Expression)
行動、しぐさ、言葉遣い、服装など



災害に関する人権問題

平成二十三年（2011年）に発生した東日本大震災は、大津波の発生により

東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

また、平成二十八年（2016年）に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらし、震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となりました。

さりに、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きており、令和二年（2020年）七月豪雨では、球磨川が決壊するなど、県内で甚大な被害が発生し、多くの方が避難生活を強いられました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に避難所や仮設住宅等において要配慮者である、女性、妊娠婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の方々に対し、様々な人権問題が発生しました。体育館等の避難所においては、多目的トイレが未設置であつたり、施設がバリアフリー化されていない、プライバシーが守られない等十分な配慮が行き届かず課題を残しました。外国人に対しても、支援や被災状況等の必要な情報が行き届かない、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生するなど、東日本大震災での教訓を活かしきれなかつた反省も踏まえ、今回の経験に基づく対応策が必要です。

今後、災害に関する人権問題への対応では、避難所の運営面など行政が担う責務とは別に、私たち一人ひとりの人権に対する意識を変えることが大切です。正しい情報を得て、被災した人のことを忘れず、その人々の気持ちに寄り添う配慮をすることが求められています。

自死遺族に関する 人権問題

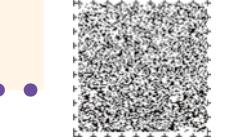


身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなつた場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかつたという自責など、ご遺族の苦しみははかりしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によつて、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまつ方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取組の重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」とのべられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

自殺対策のための知識やご遺族の心情への理解を深めることで、人がその死のあり方によつて差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会づくりが求められます。

平成28年度(2016年度)
市政アンケート調査
結果報告書より



熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思つたことがありますか。

という問に対し、90・2%の方が人権侵害はなかつたと答えていたが、6・5%の方が人権侵害はあつたと答えており、「ある」と答えた方の36・2%が男性で63・0%が女性でした。

「ある」と回答した理由の主なものとしては、

●誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下に寝かせる

というのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった

●避難した際、小さい子どもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた

●ボランティアの方から、おにぎりを投げて渡された

●ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カップラーメンがほしくてたずねたら体育館内の方以外には配れないと言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はどうなんだと思った。

- ◆NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成二十五年（2013年）九月に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成しました。
- ①行為を表現するときは「自殺」を使う。
- ②「自殺した」ではなく「自殺で亡くなつた」と表現する。
- ③遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う。

様々な人権問題

モラハラ(アカデミック・ハラスメント)
肉体的ではなく、言葉や態度等によつて精神的に継続的なやがらせを行うこと

アカハラ(アカデミック・ハラスメント)
大学教授がその立場を利用して学生に対して行ついやがらせ

モラハラ(モラル・ハラスメント)
人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障がい)など自分から主観的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

SDGsと人権
あなたは“SDGs(エスディージーズ)”を知っていますか。“SDGs”とは“持続可能な開発目標”という英語の略称です。

平成二十七年(二〇一五年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための一〇三〇アジェンダ」に記載された世界のすべての人々が幸せになるためにみんなで取り組む一七の目標のことです。これらの目標は人権尊重の考えに基づいて設定されています。熊本市は、令和元年(二〇一九年)に国から「SDGs未来都市」に選定されました。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょう。

現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、様々な人権問題が存在しています。人権問題をひきおこすパワーハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラなどのハラスメントやストーカー問題、その他にも外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちの人権に関する問題や災害から派生する問題等、多岐にわたりっています。

また、平成二十八年(二〇一六年)六月に施行された通称ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が、特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動の解消のための法律であるため、ヘイトスピーチはこれまでにあげてきた全ての人権問題にかかってくるものであるということを認識しなければなりません。

さらには、働く人たちのハラスメント問題増加に対応するため、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメント対策が令和二年(二〇二〇年)から義務化されました。(一定規模の中小企業主は二〇二二年四月から義務化)

これまでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国や事業主及び労働者の責務が明確化されるなど防止対策の強化が図られています。

これらの人権問題について、私たちは正しく理解し、認識し、差別や偏見の解消に努めることが必要です。このようしたことから、これまで述べてきた19の人権問題のみならず、様々な人権問題について教育・啓発の取組が必要です。

二〇二二年度 人権啓発作品受賞作 絵・ポスターの部(小・中学校)



桜木小学校 3年
木村 謙心さん



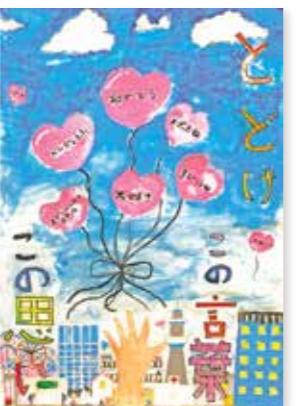
白川小学校 2年
村上 正幸さん



龍田小学校 1年
河添 沙咲さん



龍田西小学校 6年
田中 杏彌さん



力合小学校 5年
岩崎 靖さん



富合小学校 4年
鬼塚 友鈴奈さん



湖東中学校 3年
柴田 侑希さん



出水南中学校 2年
森薦 珠佑さん



錦ヶ丘中学校 1年
高崎 理万さん



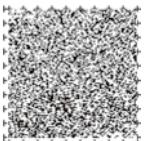
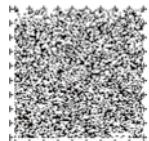
平野 照美さん

絵手紙の部(一般)



尚絅高等学校 1年
森下 菜々子さん

ポスターの部(一般)



電話による相談窓口

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
職場での男女差別やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産による解雇や退職勧奨、育児・介護休業、パートタイム労働などの相談	熊本労働局雇用環境・均等室	096-352-3865	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
夫婦や親子・家族・友人との対人関係・仕事のことなどの相談	男女共同参画課相談室	096-352-2587	10:00~16:00 (土日祝のぞく)
地域で生活する難病患者やその家族の療養生活における相談や支援	熊本県難病相談・支援センター	096-331-0555	9:00~16:00 (土日祝、夏季休暇のぞく)

ご存知ですか？

街の相談 パートナー 人権擁護委員

Q1 人権擁護委員は何をしている人たちですか？

答え

人権擁護委員の役割は、

- ①人権相談(*下記参照)
- ②人権侵害の被害者の救済
- ③人権啓発活動の3つです。

①地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。なお、相談は法務局のほか、中央、東、西、北、南区役所でも行われています。震災後、被害者への寄り添い支援活動を行っています。

②「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続きを開始します。法務局の職員と協力して、人権侵犯事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し円満な解決を図ることも行います。

③地域において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。小学校で行う「人権の花」運動やプロサッカーチームロアッソ熊本との協働で行う人権啓発活動などがあります。



Q2 人権擁護委員はどのようにして選ばれるのですか？

答え

熊本市長が、住民の中から人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、市議会の意見を聞いて法務局に推薦します。法務局では、区域内の弁護士会と県人権擁護委員連合会の意見を聞いた後、法務大臣から委嘱されることになります。

Q3 人権擁護委員にはどのような人がふさわしいのですか？

答え

一般の市民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人です。

Q4 人権擁護委員に任期はあるのですか？

答え

人権擁護委員の任期は3年で、熊本市には現在41人の委員がおられます。

* 人権擁護委員による人権相談

下記の日時・場所で相談窓口を開いています。相談は、事前予約をお願いします。

場所	相談日	場所	相談日	場所	相談日
中央区役所 総務企画課 TEL.328-2610	第1・第3火曜日 (午前9時~正午)	西区役所 総務企画課 TEL.329-1142	第2・第4水曜日 (午後1時~午後4時)	北区役所 総務企画課 TEL.272-1110	第1・第3木曜日 (午前9時~正午)
東区役所 総務企画課 TEL.367-9121	第1・第3木曜日 (午後1時~午後4時)	南区役所 総務企画課 TEL.357-4112	第2・第4水曜日 (午前9時~正午)		

お気軽にご利用ください！

場所

相談日

熊本地方法務局 人権擁護課
TEL.0570-003-110(人権相談ダイヤル)
熊本県中央区大江3丁目1-53(熊本第二合同庁舎4階)

月曜日~金曜日
(午前8時半~午後5時15分)

* 祝日および年末年始の日(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く。

電話による相談窓口

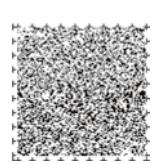
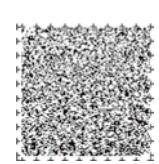


相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
人権に関する相談	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本地方法務局人権擁護課	096-364-2145	8:30~17:15 (土日祝のぞく)
	熊本県人権センター	096-384-5822	①9:00~12:00 / ②13:00~16:00(土日祝のぞく)
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン 0570-070-810 096-364-0417	8:30~17:15 (土日祝のぞく)	
DV(配偶者や恋人等からの暴力)に関する相談	熊本県女性相談センター (DV専用電話)	096-381-7110	平日 8:30~22:00 土日祝 9:00~22:00
	熊本市DV相談専用電話	096-328-3322	平日 8:30~17:15
性暴力被害に関する相談	ゆあさいどくまもと (公益社団法人くまもと被害者支援センター)	096-386-5555	24時間受付
予期せぬ妊娠に関する相談	妊娠・出産に関する悩み相談 080-9068-7528 (熊本乳児院内)	年中無休 24時間受付	
いじめや虐待など子どもの人権に関する相談全般	子どもの人権110番 0120-007-110 096-364-0415	8:30~17:15 (土日祝のぞく)	
いじめに悩む子どもの相談	24時間子供SOSダイヤル 0120-07-8310	年中無休 24時間受付	
子どもに関する相談全般 (虐待、生活の乱れ、養護、障がい、性格行動・育て方、里親など)	熊本市児童相談所 096-366-8181	8:30~17:15 (土日祝のぞく)	
	児童相談所 全国共通ダイヤル ※お近くの児童相談所につながります	189(いちはやく) (虐待通告については24時間対応)	
子育て、いじめ、不登校、将来など子どもや若者に関する相談 (子どもや若者からのあらゆる相談、保護者からの子育てに関する相談)	熊本市子ども・若者 総合相談センター 096-361-2525	年中無休 24時間受付	
認知症の様々な悩みに関する相談 ※若年者の認知症もご相談ください。	熊本県認知症コールセンター 096-355-1755	9:00~18:00 (水曜日をのぞく)	
障がい者の人権及び権利擁護に関する相談	熊本県障がい者人権権利擁護 相談(障がい者110番) 096-354-4110 (FAX兼用)	(土日祝のぞく)	
障がい者の虐待に関する相談	熊本市障がい者虐待防止センター 096-326-9111	年中無休 24時間受付	
障がいを理由とする差別に関する相談	熊本市障がい保健福祉課 096-328-2519	8:30~17:15 (土日祝のぞく)	
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付添い等	くまもと被害者支援センター (公益社団法人くまもと被害者支援センター) 096-386-1033	10:00~16:00 (土日祝のぞく)	
自死(自殺)により大切な方を亡くされた方の相談	熊本市こころの健康センター 096-362-8100	9:00~16:00 (土日祝のぞく)	
ホームレス及びそれに準ずる人々の相談窓口	福祉相談支援センター 096-328-2301 096-328-2795	8:30~17:15 (土日祝のぞく)	
	熊本県中央生活自立支援センター 096-367-9233		
	熊本県東生活自立支援センター 096-358-5571		
23言語による法律相談、在留資格相談、労働相談、就労相談、住まいの相談、心の相談	熊本市外国人総合相談プラザ (熊本市国際交流会館2F) 096-359-4995	10:00~18:00(第2、4月曜日をのぞく:当該月曜日が祝日の場合、翌火曜日) ※対応言語:分野ごとに相談日が違います。	

※「年中無休」と記載がない場合は年末年始をのぞきます。

※記載された内容(受付日時等)は変更されることがあります。

(令和5年(2023年)1月末現在)



人権啓発紙芝居

●大きな人権啓発紙芝居(A1サイズ) ●サイズにご注意ください(よこ84.1cm×たて59.4cm)

番号	イラスト	作品名	内容
A-1		ともだちができたよ (絵本形式)	みなみの海から引っ越してきた色の違う魚、色や言葉が違ってもお互いを知ることで友達になっていく物語 【テーマ:外国人の人権】
A-2		バイバイいじめっこ (絵本形式)	小さな魚をいじめている体が大きく乱暴な魚が、探検で小さな魚に助けられたことから反省し、みんなで仲良く暮らすことになる物語 【テーマ:子どもの人権】
A-3		とんねるのなかのあくしゅ (絵本形式)	砂場でトンネルづくりをしている中で、障がいのある子に対して思いやりの心を示すことからあたたかい関係をつくる物語 【テーマ:障がいのある人の人権】
A-4		人権って知ってる?	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじやないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】
A-5		だいくさんになりたいな (絵本形式)	パパが買い物しちゃおかしいの?ママがトランクに乗ってたらおかしいの?大工さんになりたいと思っている女の子の物語… 【テーマ:女性の人権】
A-6		たぬじいさんのたいこ (絵本形式)	なにもできないとバカにしていたたぬじいさんが子ども達の音楽会のためにブリキの缶で素敵「たいこ」を作ってくれた… 【テーマ:高齢者の人権】

●一般募集優秀作品(B4サイズ) ●B4サイズには紙芝居用舞台もご用意できます

番号	イラスト	作品名	内容
B-1		人権って知ってる?	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじやないの… 【テーマ:女性の人権・外国人の人権】 (人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品)
B-2		森の女の子	さくらちゃんは、ほかの子と少し違うだけなのに周りのお友達が離れていき、傷ついたさくらちゃんは… 【テーマ:お互いの違いを認め合う】 (人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品)
B-3		みんなだいすき	耳が聞こえなくなってしまったともくん。大好きな絵も描かなくなり、誰とも遊ばなくなってしまって… 【テーマ:障がいのある人の人権】 (人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品)
B-4		そんなの関係ないでいいのかな?	小学生の武司くんが、友達のある事件をとおして、関係ないと思っていたハンセン病の歴史について、自分で調べて… 【テーマ:感染症と人権】 (人権協20周年記念人権啓発紙芝居 優秀作品)

※このほかB4サイズは44作品あります。

お問い合わせ先

熊本市人権政策課または熊本市人権啓発市民協議会

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL. 096-328-2333 FAX.096-324-2105

ホームページ <https://lovemin.jp>

電子メール jinken@city.kumamoto.lg.jp(人権政策課)

または lovemin.kumamoto@gmail.com(熊本市人権啓発市民協議会)

応援します!あなたの権学習

様々な人権問題について「もっと詳しく知りたい」「みんなで学習したい」とのご要望もあるかと思います。また、私たちも、より多くの皆さんに大切な人権について考えていただけたいと願っています。

そこで、啓発用ビデオ等の貸し出しや講師の紹介を行い、研修会などの学習のお手伝いをしています。

企業・学校などの団体はもとよりサークルや会合などで、ぜひ活用してください。

- 研修会・学習会への講師情報提供
- 啓発用ビデオ等の貸し出し(無料)
- 公民館・ふれあい文化センターの講座(直接お問い合わせください)
- 啓発冊子の提供・配布

約380本の貸し出し用DVD・ビデオを揃えています。一部ご紹介します。(2021年購入と貸出回数の多いDVD)
※詳しくは、熊本市人権啓発市民協議会ホームページ(URLはP38をご覧ください。)

対象	整理番号	題名	内容	備考
幼児	391	しづか いっぱい もいつかい	失敗ばかりで悩んでいた子どもたちが、ある日失敗を食べてくれるハババクを探しに森へ…そこでは出会ったバクさんに「もいつかいのタネ」と考える力や勇気をもらいます。	アニメ DVD 17分
幼児	398	くうとしの ーあなたがそばにいるだけでー	認知症の犬と介護猫の種を超えた愛の物語。年も性別も違う犬と猫の関係性を通して、視聴した子どもたちが自然と考えることができます、心がほっこりとする作品です。	アニメ DVD 12分
小学生以上	393	ひびけ!和だいこ	「子どもの権利条約」を踏まえ、大人と子どもの関わり方や子どもたちにとって地域社会も家庭や学校と同じように重要な学習・生活の場であることを気づかせてくれる作品です。	アニメ DVD 22分
中学生以上	396	釐の形	原作の「釐の形(こえのかたち)」(講談社)は、現代の子どものリアルな表情を描きつつ、「いじめ」や「障がい者との共生」などの難しいテーマを読者が自然に考えることのできる優れた物語です。	ドラマ DVD 30分
学校 ・ 社会教育関係	380 381	LGBTsの子どもの命を守る 学校の取組 ①・②	380 ①危機管理としての授業の必要性 381 ②当事者に寄り添うために～教育現場での落とし穴～	ドラマ DVD 38分 パリアフリー字幕版
成人一般	397	君が笑っていた ソーシャルディスタンスの震一	新型コロナウイルス感染は、感染者、その家族・親族や、病院関係者への誹謗中傷・差別を生みました。急激に姿を変える社会の現実を通じ、差別やいじめのない社会とは何かを語り合う作品です。	ドラマ DVD 23分
企業 ・ 行政	386	防ごう!リモートワークのハラスメント (パワハラ、セクハラ) ～ハラスメントをしない、させないために!～	働く者同士が接する機会が減ったことにより、信頼関係がゆらぎハラスメントになるケースが増えています。リモートワーク環境下で起こる問題を理解し、視聴者自身が自分ならどう行動するか、考えます。	事例・解説 DVD 23分
	387	知ろう!リモートワークのコミュニケーション ～アサーティブな対応で人間関係を円滑に!～	リモートワークによりコミュニケーション不足から、意思疎通に困難が生じたり、パフォーマンスが落ちるなど、新たな問題が生じています。よりよい人間関係が築けるコミュニケーションとは何かを考えます。	事例・解説 DVD 22分
	388	守ろう!リモートワークのメンタルヘルス ～メンタルヘルスのセルフケアを学ぼう!～	リモートワークの環境下で孤独を感じる、パフォーマンスが落ちるなど新たなストレスを抱える人が増え、深刻なメンタルヘルス不調に結びつく可能性があります。メンタルタフネスを高めるための方法が学べます。	事例・解説 DVD 25分